明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令（国土交通一〇一）　一

〔規　則〕
○個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則（個人情報保護委四）　四

〔告　示〕
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（個人情報保護委七）　五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）の一部を改正する告示（同八）　八
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）の一部を改正する告示（同九）　一〇
○種苗法第十八条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録及び届出に係る事項を公示する件（農林水産二一八〇）　三
○生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準の一部を改正する件（環境七七）　一七
○水質汚濁に係る農薬登録基準の一部を改正する件（同七八）　一六

〔官庁報告〕
国家試験
令和六年司法試験合格者（司法試験委員会）　一六

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　吾
会社その他
会社決算公告　五七

省令

○国土交通省令第百一号

国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四十条第三項の規定に基づき、航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十一月二十七日

国土交通大臣　中野　洋昌

航空交通管制部組織規則の一部を改正する省令

航空交通管制部組織規則（平成十三年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
（管轄区域）	
第一条　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度三五分四四秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）、同地点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点、北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点、北緯三〇度三〇分一四秒東経一三八度一九分四九秒の地点、北緯三〇度三〇分一三秒東経一四〇度一九分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地

改正前	
（管轄区域）	
第一条　航空交通管制部の管轄区域は、次のとおりとする。	
航空交通管制部	管轄区域
東京航空交通管制部	北緯四五度三五分一〇秒東経一四〇度七分五六秒の地点、北緯四四度一七分五二秒東経一三九度三分四七秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三八度二四分四二秒の地点、北緯三九度三〇分一〇秒東経一三七度一四分四九秒の地点及び北緯三九度八分一〇秒東経一三六度四一分四九秒の地点を順次に結んだ線、同地点、北緯三七度四八分三六秒東経一三七度三一分五七秒の地点、北緯三七度二五分二一秒東経一三七度五一分四四秒の地点、北緯三七度一一分一七秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三七度三分五〇秒東経一三八度三八分の地点、北緯三六度五二分二七秒東経一三八度三〇分二七秒の地点、北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点、北緯三六度九分一四秒東経一三八度一八分三八秒の地点、北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度三分東経一三七度一三分三〇秒の地点、北緯三四度五八分五一秒東経一三六度五〇分四五秒の地点、北緯三四度四五分四四秒東経一三六度一八分五九秒の地点、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度三〇分二六秒東経一三五度六分九秒の地点、北緯三四度一八分二六秒東経一三四度五四分五秒の地点、北緯三三度三五分四四秒東経一三四度五九分五〇秒の地点及び北緯三二度三五分四七秒東経一三四度五九分五四秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ａ線」という。）、同地点、北緯三三度六分二六秒東経一三五度三七分四四秒の地点、北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三二度五二分四九秒東経一三七度二分二六秒の地点、北緯三一度五六分二〇秒東経一三七度二六分五八秒の地点、北緯三一度五七分五四秒東経一三八度二三分四七秒の地点及び北緯三〇度三〇分一四秒東経一四〇度一九分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五分四九秒の地点、北緯三二度三七分五秒東経一四一度五二分一八秒の地点、北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の

点、北緯三四度三分五九秒東経一四二度一八分二七秒の地点、北緯三四度三分一七秒東経一四二度五五分二一秒の地点、北緯三五度二六分三七秒東経一四三度一七分一八秒の地点、北緯三七度一二秒東経一四三度五九分四七秒の地点、北緯三七度二九分三五秒東経一四三度四三分三〇秒の地点、北緯三六度五六分四七秒東経一四一度二七分四秒の地点、北緯三七度三三分一九秒東経一四一度四七分三二秒の地点、北緯三七度五七分一七秒東経一四一度四九分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四二度五六分の地点、北緯三九度一〇秒東経一四一度四九分四七秒の地点、北緯三九度四八分一〇秒東経一四二度一〇分四七秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度三四分四七秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下「Ｂ線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四〇度三〇分五三秒の地点、北緯四三度一六分二秒東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三〇分五三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度一六分四二秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三〇分五三秒の地点、北緯四三度四一分東経一四五度四五分三三秒の地点、北緯四四度五分五三秒東経一四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点、北緯三五度九分二七秒東経一四〇度三二分四七秒の地点、北緯三五度一九分東経一三九度二四分四三秒の地点、北緯三四度五一分五三秒東経一三八度四五分四六秒の地点、北緯三四度五一分二一秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三四度五〇分三二秒東経一三七度五〇分二七秒の地点、北緯三五度東経一三七度四〇分五五秒の地点及び北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点を順次に結んだ線、Ａ線、北緯三四度三九分一四秒東経一三六度五分二五秒の地点、北緯三四度一六分一〇秒東経一三六度九分三八秒の地点、北緯三四度四分四八秒東経一三六度五三分五秒の地点、北緯三四度四分五一秒東経一三六度三四分三七秒の地点及び北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点を順次に結んだ線、Ｂ線並びに北緯三四度一八分三〇秒東経一四一度四〇分一二秒の地点、北緯三四度四二分三秒東経一四一度六分三四秒の地点及び北緯三五度三四分四四秒東経一四〇度四九分の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート以上の区域並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇

地点、北緯三三度一七分一四秒東経一四四度一六分五六秒の地点、北緯三五度五〇分四八秒東経一四五度四〇分六秒の地点、北緯三八度二七分一六秒東経一四五度三九分四九秒の地点、北緯三九度一七分二二秒東経一四三度一四分四九秒の地点、北緯三九度五六分四四秒東経一四三度五二分五八秒の地点及び北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点を順次に結んだ線（以下、「Ｂ線」という。）並びに同地点、北緯四〇度三三分一〇秒東経一四三度五五分四六秒の地点、北緯四一度一〇秒東経一四四度四六秒の地点、北緯四三度一分一秒東経一四六度二〇分五三秒の地点、北緯四五度七分四五秒の地点、北緯四五度三五分八秒東経一四一度五六分三六秒の地点及び北緯四五度三五分一〇秒東経一四一度七分五六秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート未満の区域、北緯四〇度三二分一〇秒東経一四三度五三分四六秒の地点、北緯四〇度一〇秒東経一四二度四七分二四秒の地点、北緯三九度一〇秒東経一四〇度八分一二秒の地点、北緯三七度三九分四九秒東経一四〇度一〇分二秒の地点、北緯三七度四〇分五七秒東経一三九度四五分四八秒の地点、北緯三七度三八分二四秒東経一三九度四五分三五秒の地点及び北緯三七度三五分〇秒東経一三八度三八分の地点を順次に結んだ線、Ａ線、並びにＢ線により囲まれた区域であって高さが三三、五〇〇フート以上の区域（Ａ線並びに北緯三五度一〇分三秒東経一三七度四二分三七秒の地点、北緯三五度東経一三七度四〇分五五秒の地点、北緯三四度五〇分三二秒東経一三七度五〇分二七秒の地点、北緯三四度五一分二一秒東経一三八度四分三五秒の地点、北緯三五度一九分五一秒東経一三八度四五分四六秒の地点、北緯三五度九分五八秒東経一三七度四四分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三六度六分二三秒東経一四〇度一八分四五秒の地点、北緯三六度九分五一秒東経一三九度三九分五八秒の地点及び北緯三六度一九分一〇秒東経一三八度二一分二〇秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域並びにＡ線、Ｂ線並びに北緯三三度一六分二四秒東経一三六度二四分一秒の地点、北緯三三度四四分五一秒東経一三六度三四分三七秒の地点、北緯三四度四分四八秒東経一三六度九分三八秒の地点及び北緯三四度三九分一四秒東経一

秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域

2　（略）	（略）

附　則

この省令は、令和六年十一月二十八日から施行する。

規　則

○個人情報保護委員会規則第四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第二百六十号）の施行に伴い、並びに個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成十五年政令第五百七号）の規定に基づき、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年十一月二十七日

個人情報保護委員会委員長　藤原　靜雄

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を削る。

改正後	改正前
（介護保険の被保険者証にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号） **第三条**　令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、同号に規定する被保険者証の番号及び保険者番号とする。 ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ ［号を削る。］ （旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号） **第四条**　令第一条第十号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一～四　［略］	（証明書にその発行を受ける者ごとに異なるものとなるように記載された文字、番号、記号その他の符号） **第三条**　令第一条第七号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次の各号に掲げる証明書ごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。 一　令第一条第七号イに掲げる証明書　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第百十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号 二　令第一条第七号ロに掲げる証明書　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百六十一条の二第一項に規定する保険者番号及び被保険者番号 三　令第一条第七号ハに掲げる証明書　同号ハに掲げる証明書の番号及び保険者番号 （旅券の番号等に準ずる文字、番号、記号その他の符号） **第四条**　令第一条第八号の個人情報保護委員会規則で定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 一～四　［同上］

三六度五分二五秒の地点を順次に結んだ線により囲まれた区域を除く。）並びに北緯三五度四一分八秒東経一三七度四七分五四秒の地点、北緯三五度三九分四四秒東経一三七度四四分五秒の地点及び北緯三五度三三分三〇秒東経一三七度三八分五七秒の地点を順次に結んだ線、北緯三五度一五分五五秒東経一三六度五四分五四秒の地点を中心とする半径四〇海里の円弧のうち同地点から六三度四七分四五秒に引いた線以南であって同地点から七六度五四分四七秒に引いた線以北の部分、北緯三五度二四分五一秒東経一三七度四二分四〇秒の地点及び北緯三五度二六分五五秒東経一三七度四五分二九秒の地点を順次に結んだ線並びにA線により囲まれた区域であって高さが一九、五〇〇フート未満の区域

2　（略）	（略）

五　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する加入者等記号・番号等

六　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する組合員等記号・番号等

八・九　［略］

（提案の方法等）

第五十四条　法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2・3　［略］

4　法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二～四　［略］

5～7　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和六年十二月二日から施行する。

五　私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十五条第一項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

六　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第百十二条の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

七　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十四条の二十四の二第一項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

八・九　［同上］

（提案の方法等）

第五十四条　法第百十二条第一項の提案は、別記様式第七により行うものとする。

2・3　［同上］

4　法第百十二条第三項の個人情報保護委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

一　提案をする者が個人である場合にあっては、その氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類の写しであって、当該提案をする者が本人であることを確認するに足りるもの

二～四　［同上］

5～7　［同上］